

# 消防からのお知らせ

## 防火対象物には、火災予防のため防火管理者の選任が必要です

### 【防火管理者が必要な建物】

- ①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員が10人以上のものが該当します。
- ②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は収容人数が30人以上のもの（①を除く）が該当します。
- ③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は収容人数が50人以上のものが該当します。

### 【防火管理者制度】

一定規模以上（上記①②③）の建物では、防火管理の実施が消防法第8条で義務づけられています。

消防法で定められている内容を要約すると、「多数の者を収容する建物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理を実行するために必要な事項を「防火管理に係る消防計画」として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」となります。

また、防火管理者を選任していない場合または防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。

### 【防火管理者とその業務】

防火管理者は次のような業務を確実にこなさなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務



## 火災が頻発しています！

市内では、今年の1月から2月までの2か月間で火災が17件発生しました。これは例年の火災件数の3分の1にあたります。

特に焼畑などからの失火や子どもの火遊び、コンロの消し忘れによる火災が多く発生しています。

アパートや住宅の場合は、就寝中に発生すると逃げ遅れに繋がる恐れもあり注意が必要です。

市民の皆様におかれましては、火の取り扱いには十分注意していただき、住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置をお願いいたします。

※住宅用火災警報器は全ての住宅に設置が義務となっています。

## 住宅用火災警報器の取替えについて

平成18年から新築の住宅では住宅用火災警報器が設置義務となり、まもなく10年を迎え、そろそろ取替えの時期が迫ってきています。みなさまのご家庭は大丈夫ですか？



### 取替えが必要か見分けるテスト方法

- ・本体のボタンを押すかヒモを引く
- メッセージ、又は警報音が流れる—→正常
- 音が鳴らない—→故障か電池切れの可能性

☆住宅用火災警報器は10年で取り替えましょう！

## 危険物取扱者試験

【試験日】平成27年6月7日(日)

【試験の種類】甲種、乙種(第1類～第6類)、丙種

【願書受付期間】4月17日(金)～4月24日(金)

【願書配布先】消防本部、具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所

【お問合せ先】(財)消防試験研究センター沖縄県支部  
〒900-0029

那覇市旭町116-37 自治会館6階

☎098-941-5201

ホームページ：<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

※電子申請できます。詳細はホームページをご覧ください。